

2013年12月17日

## 約款改定のお知らせ

---

弊社では、(社)日本少額短期保険協会が策定した「反社会的勢力に対する基本方針」等を踏まえ、このたび「地震被災者のための生活再建費用保険(リスタ)」および「地震被災者のための生活支援費用保険(ミニリスタ)」に適用される普通保険約款・特約につきまして、反社会的勢力を排除する条項の追加等の改定を行いましたのでお知らせいたします。

改定後の普通保険約款・特約は、補償の開始日(満期後に引き続きご継続いただく場合は、継続後のご契約の補償の開始日)が平成26年1月1日以降のご契約に適用されます。

なお、補償内容につきましては変更ございません。

■保険契約者または被保険者が次のいずれかに該当することが判明した場合、弊社は保険契約を解除いたします

(リスタ普通保険約款第18条、ミニリスタ普通保険約款第16条)

- ①反社会的勢力(暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。)に該当すると認められた場合。
- ②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められた場合。
- ③反社会的勢力を不当に利用していると認められた場合。
- ④保険契約者が法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められた場合。
- ⑤その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められた場合。

詳細につきましては、[普通保険約款および各特約](#)をご確認ください。

ご不明な点等がございましたら、お気軽に弊社お客様サービスセンターへお問い合わせください。

SBI 少額短期保険株式会社

お客様サービスセンター

フリーダイヤル 0120-431-909(受付時間 9~18時 土・日・祝日は資料請求受付専用)